

グループホーム併設、③通所施設を拠点にする、④既存事業所で機能分担する、といったものになります。全国の市町村で進められている方法としては、④の既存事業所で機能分担するいわゆる「面的整備」と言われるものです。既に先行して取り組んでいる滋賀県の例では、法人が異なるため協力関係が取りにくいといった問題もあるようで、面的整備タイプでは市町村の役割が重要という事でした。

2つ目は「総合支援法3年後の見直し」と題し、新設事業の「自立生活援助」の課題として、訓練等給付である事、対象者が入所施設もしくはグループホームから地域移行する方という指摘がありました。また、同じく新設事業の「就労定着支援」の課題として、こちらも訓練等給付である事、現時点の利用対象者が就労移行や就労継続から就職する方としている点を指摘されました。

3つ目は「高齢障がい者と介護保険の関係」と題し、高齢となった障がい者の介護保険への円滑な利用に向けての制度解説でした。こちらについても「手をつなぐ」11月号に掲載されていますが、概要としては65歳を迎えた障がいのある方が介護保険制度に円滑に移行できるよう、障害福祉事業所が介護保険事業所の指定を取り、2枚看板で事業実施をするという福祉サービス共生型の仕組みが検討されています。一方で、利用する側にとって障がい福祉サービスと同等のサービス量を、介護保険サービスの要介護認定で出してもらえるのか？、事業者としては従事者要件(従事資格や所持資格)が障がい福祉サービスと同内容で大丈夫か？といった課題があることも話されていました。

4つ目は「成年後見制度の利用促進」と題し、成年後見制度の課題について問題提起がありました。育成会では権利擁護の観点より成年後見制度の利用を勧めており制度利用が進んできていますが、財産管理のための利用に偏っており、身上監護についての利用が進んでいない状況です。その理由としては、本人の意思決定を支援するスキルを持った人材が少ないと指摘がありました。また、成年後見には「後見」、「保佐」、「補助」の3類型がありますが、本人に力があるにも関わらず「後見」を選択する傾向があり、適切な類型を選択するための方策検討が必要ということでした。

5つ目は「親なきあとのお金のこと」と題し、年金と蓄財する制度の内容の解説がありました。障害基礎年金については見直しが進められていますが、今回は年金を貰う前提での話しでした。地域のグループホー

ムで住み続ける方をモデルにして収支見込みを計算すると、支出に個人差はありますが、月あたり約30,000円が不足するという事です。平均寿命を80歳、本人の年齢を40歳と仮定すると、残りの40年間で1,440万円が必要になるという計算になります。これに備えるためには、心身障害者扶養共済、新型福祉定期預金、信託といった制度の活用があるということでした。本人名義の銀行口座に家計から預金をする方法を取る方もいますが、相続時に税金等のリスクがあるという話しもありました。

6つ目は「差別解消法、地域協議会」と題し、合理的配慮と建設的対話の課題について話されました。差別解消法の合理的配慮では、身体障がいの方への配慮はイメージしやすいが、知的障がいの方や発達障がいの方への配慮は把握しにくい点があります。そこで建設的対話で解消していくことになるのですが、そもそも知的障がいの方や発達障がいの方にとっては、意思を伝えることが難しいということです。そのため意思決定支援の仕組みを整える必要もあるということでした。

7つ目は「虐待防止法、養護者支援」と題し、虐待防止法についての説明と、養護者を支援する団体としての育成会の役割についての提言がありました。現在の障害者虐待防止法では、学校と医療機関での虐待について通報の義務が外れているという課題があります。法施行(平成24年10月)から4年が経過し、法の趣旨も認知されてきており、年々、相談・通報件数が上がってきています。その中でも雇用分野における使用者からの虐待が目立ってきており、相談・通報件数に対する虐待認定率が約78%にもなるということでした。一方で、親をはじめとした養護者からの虐待も依然としてあり、要因のひとつに親の孤立があるため、そういった方をサポートできるのが親の会である育成会でないかということでした。

今回の代表者会議、育成会フォーラムでは、育成会組織の必要性と活性するためのヒントを数多く話されていました。大阪市育成会でも試行的な取り組みをすることの必要性を再確認できたように感じました。

全国育成会主催の行政説明会に参加しました

法人事務局 事務局長 飯塚 聡

3月2日(木)に、東京で行われた全国手をつなぐ育成会連合会が主催の「行政説明会」に参加しました。

例年、全国手をつなぐ育成会連合会では、新年度を控えたこの時期に育成会フォーラムを開催しており、